

## 中堅教諭等資質向上研修を実施する期間に関し必要な事項

### ○中堅教諭等資質向上研修を実施する期間に関する勤務実績及び対象等について

#### 1 中堅教諭等資質向上研修に係る対象等について

##### (1) 対象

研修の対象となる教諭は、勤務実績8年以上10年以下の者とする。実施期間は、勤務実績が8年に達した年度の次の年度から3か年の間とする。

##### (2) 学校以外の機関等に勤務した期間の扱い

学校以外の機関等に勤務した期間のうち、次に掲げる期間は、勤務実績として通算する。

ア 指導主事、社会教育主事等、その他教育委員会、知事部局等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間

イ 教諭として勤務した期間における国又は地方公共団体が事業として行う大学・大学院、海外等への派遣期間

##### (3) 勤務実績から減算する事例

次に掲げる期間が連続して1年以上ある場合、その期間の年数（1年未満の端数があるときはこれを切り捨てた年数）を当該勤務実績から除く。

ア 国家公務員法（昭和22年法律第120号）若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

ウ 地方公務員法の規定により配偶者同行休業をした期間

エ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により育児休業をした期間

オ 国立大学法人の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等の教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエに規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

#### 2 中堅教諭等資質向上研修に係る勤務実績の計算等について

##### (1) 勤務実績の計算方法

勤務実績の計算に当たっては、国立、公立又は私立の学校の教諭（養護教諭、栄養教諭、保育教諭等を除く。）として勤務した実績（臨時的に任用された期間を除く。）とする。ただし、1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。

##### (2) 中堅教諭等資質向上研修に係る勤務実績の計算（例）

勤務実績の計算については下記に留意する。（採用9年目を経過しても研修の対象者とならない場合がある。）

○勤務実績とみなす事項・・・産休、長期研修（長期研修員等）、教諭等採用後の教育委員会勤務、他都道府県や私学教諭（臨時的任用を除く。）等

◆勤務実績とみなさない事項・・・休職、停職、育休等

（注）上記の「勤務実績とみなさない事項」において、その期間が連続12か月以上の場合、年度のまたがりの有無に関わらず、年単位（月は切り捨て）で減算（除いて計算）する。（2つ以上の事項の期間が連続する場合は、それらを合わせた期間）

（例）育休11か月の場合→減算しない。育休1年1か月の場合→1年減算。育休と休職の連続する期間2年3か月の場合→2年減算。

【例1】育児休業等の減算する事項がない場合

勤務実績8年から中堅教諭等資質向上研修の対象者となり、令和6年度から実施できる。

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
在職期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
勤務実績		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
									必修Ⅰ（オンデマンド研修） 必修Ⅱ（オンライン研修） 選択必修Ⅲ～Ⅵ（オンライン研修） 課題探究研修・最終成果レポート			
									中堅教諭等資質向上研修受講対象			

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

【例2】連続12か月に満たない休職期間がある場合

2度の休職期間はあるが、いずれも1年未満であるため減算しない。

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
在職期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
勤務実績		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">休職 9か月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">休職 11か月</div> </div>								必修Ⅰ（オンデマンド研修） 必修Ⅱ（オンライン研修） 選択必修Ⅲ～Ⅵ（オンライン研修） 課題探究研修・最終成果レポート			
									中堅教諭等資質向上研修受講対象			

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

【例3】産休と育休が連続する期間が1度ある場合

産休は減算しないが、育休期間（1年10か月）のうち1年を減算する。この場合、令和6年度は勤務実績が8年に満たないため中堅教諭等資質向上研修を実施することはできない。

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
在職期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
勤務実績		1年	2年	3年	4年	5年	減算	6年	7年	8年	9年	10年
	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">産 休</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">育 休 1年10か月</div> </div>								必修Ⅰ（オンデマンド研修） 必修Ⅱ（オンライン研修） 選択必修Ⅲ～Ⅵ（オンライン研修） 課題探究研修・最終成果レポート			
									中堅教諭等資質向上研修受講対象			

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

※R3年度は産休等だが勤務実績の計算方法に従い、中堅教諭等資質向上研修の勤務実績期間とする。

【例4】産休と育休が複数ある場合

産休は減算しないが、2度の育休期間（連続12か月以上が2度ある。）の2年を減算する。この場合、中堅教諭等資質向上研修の実施は、令和8年度からとなる。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度		
在職期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目		
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">産 休 1年3か月</td> <td style="padding: 5px;">育 休 1年1か月</td> </tr> </table>										産 休 1年3か月	育 休 1年1か月	必修Ⅰ（オンデマンド研修） 必修Ⅱ（オンライン研修） 選択必修Ⅲ～Ⅵ（オンライン研修） 課題探究研修・最終成果レポート		
産 休 1年3か月	育 休 1年1か月														
勤務実績		1年	2年	減算	3年	4年	減算	5年	6年	7年	8年	9年	10年		
											中堅教諭等資質向上研修受講対象				

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

【例5】他都道府県や私学等の教諭経験がある場合

他都道府県での教諭経験（勤務実績）がある場合は、その期間も含める。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
在職期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
	<b>他都道府県等 教職経験年数5年</b>								必修Ⅰ（オンデマンド研修） 必修Ⅱ（オンライン研修） 選択必修Ⅲ～Ⅵ（オンライン研修） 課題探究研修・最終成果レポート			
勤務実績		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
									中堅教諭等資質向上研修受講対象			

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

○移行措置の設定について

- ・令和5年度までに「研修実施計画書」【様式9】を提出し、中堅教諭等資質向上研修を実施中の者に対して以下の移行措置を適用する。

令和5年度末の実績に応じて、移行措置を適用する（p.9参照）。なお、勤務実績が8年に達していない者の中堅教諭等資質向上研修の再開は、勤務実績が8年に達した以後とする。

- ・延期等で中堅教諭等資質向上研修を全く実施していない者には移行措置は適用されない。

## 中堅教諭等資質向上研修について

中堅教諭等資質向上研修は、個々の能力や適性に応じて、公立の小学校等における教育に関して相当の経験を有し、学校等における教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的としています。

1 中学校、高等学校、特別支援学校教諭の「中堅教諭等資質向上研修」について  
「中堅教諭等資質向上研修」は、令和6年4月1日現在で教諭としての勤務実績が8年以上10年以下の者とし、勤務実績が8年に達した年度の次の年度から3か年の間に受講します。ただし、令和5年度までに研修実施計画書の写しを奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出している教諭については、別に移行措置を定めます。

### 研修のねらい

目的：学校全体を見渡す広い視野をもち、学校運営に参画する中堅教諭（ミドルリーダー）として必要な資質向上を目指す。  
目指す姿：①学校全体の視点から、自分が取り組むべき課題を明確にし、実現に向けて解決することができる。  
②教育目標の実現に向けて積極的に関与し、意見することができるとともに、学校の組織を活性化することができる。

### 【研修実施計画】

- ・自己の課題に基づき、見通しをもった研修を実施するために研修計画を立てます。
- ・5月に配信する研修コンテンツを視聴し、学校管理職による指導助言を踏まえ、研修実施計画書を作成します。

### 【必修研修Ⅰ】

- ・学校全体を見渡す広い視野をもち、学校運営に参画するミドルリーダーとしての実践に取り組むための準備段階とし、教育法規等に関する知識や理解を深め、教育課題等を発見・解決する力を身に付けるための研修として1講座受講します。
- ・オンデマンド型のオンライン研修で、三つの研修コンテンツを視聴して、視聴後に自己の課題設定及び目標設定を行います。

### 【必修研修Ⅱ】

- ・チームの一員として同僚性を高める心理的安全性の構築に関する研修として1講座受講します。
- ・同時双方向型のオンライン研修で実施します。

### 【選択必修研修Ⅲ～Ⅵ】

- ・課題探究研修のテーマに適した講座を1講座選択して受講します。
- ・同時双方向型のオンライン研修で実施します。
- ・選択必修研修のテーマは以下のとおりとします。

#### 【選択必修Ⅲ】

- ・児童生徒への適切な指導・支援を行うための校内支援体制の構築・運用

#### 【選択必修Ⅳ】

- ・地域等の連携・協働による学校教育の充実に向けて

#### 【選択必修Ⅴ】

- ・学校組織で取り組む危機管理

#### 【選択必修Ⅵ】

- ・学校の特色・資源を生かしたカリキュラム・マネジメント

※ 学び続ける教員を支える仕組みとして、中堅教諭等資質向上研修の対象期間中は、選択必修研修Ⅲ～Ⅵの全てを受講することが可能であり、必修研修を含む全ての講座を何度でも受講することができます。

※ 研修実施計画については、研修等を通じた学びに応じて随時更新をお願いします。

### 【課題探究研修】

- ・必修研修Ⅰ、Ⅱ及び選択必修研修における学びを踏まえ、管理職との対話に基づき、勤務校での実践に取り組みます。必修研修Ⅰを受講後に設定した自己の課題の解決に向けて、必修研修Ⅱと選択必修研修から実践する具体的なテーマを決めて取り組みます。

### 【最終成果レポート】

- ・課題探究研修実施後、中堅教諭等資質向上研修のまとめ及び今後の教育活動を充実させることを目的に作成します。
- ・学校長は、最終成果レポートの内容を確認し、今後の指導や研修に活用します。

### ○移行措置の設定について

- ・令和5年度までに「研修実施計画書」【様式9】を提出し、中堅教諭等資質向上研修を実施中の者に対して以下の移行措置を適用します。詳細については、本手引 p.9で確認してください。

※ 令和5年度までに「研修実施計画書」【様式9】を提出し、中堅教諭等資質向上研修の「自己啓発研修」（Aコース）を修了した者は、「研修実績」【様式10-①】及び「成果論文等」【様式14A】を学校長に提出してください。学校長は、確認をした後、教育研究所へ「研修実施報告書」【様式11-①】等を提出してください。

※ 令和5年度までに「研修実施計画書」【様式9】を提出し、中堅教諭等資質向上研修の「自己啓発研修」（Bコース）を修了した者は、「修了確認書」【様式13B】が整い次第速やかに学校長に提出してください。学校長は、確認をした後、教育研究所へ「研修実施報告書」【様式11-①】等を提出してください。

### ○「中堅教諭等資質向上研修」中学校・高等学校・特別支援学校教諭の受講日数

勤務実績	中学校・高等学校・特別支援学校			
	必修研修Ⅰ	必修研修Ⅱ	選択必修研修	課題探究研修
8年～10年	1日（オンデマンド）	1日（オンライン）	4講座から1講座を選択し、受講	勤務校で実施

## 2 中堅教諭等資質向上研修に係る手続き等について

### 【申込み】

中堅教諭等は、中堅研修ガイダンスコンテンツを視聴後、必修研修Ⅰ及びⅡ、選択必修研修Ⅲ～Ⅵの講座の受講について、学校長に確認の上、令和6年6月10日（月）までに研修履歴活用アプリで申し込んでください。

### 【研修実施計画書】

講座の申込み時に学校長等の学校管理職との対話に基づき、指導助言等を踏まえて、研修実施計画書を作成します。研修実施計画書は当該教諭が全ての研修を終了するまで毎年度作成します。

なお、令和5年度までに「研修実施計画書」【様式9】を提出し、中堅教諭等資質向上研修を開始している勤務実績8年以上の教諭も同様に作成します。

### 【研修実施報告】

課題探究研修を実施した当該教諭は、最終成果レポート【様式16】を学校長に提出してください。学校長は、終了確認をした後、教育研究所へ研修実施報告書及び最終成果レポート（電子データ）を提出してください。

なお、研修実施計画書に、修了予定を令和6年度として教育研究所に提出した勤務実績10年以上の当該教諭が、年度内に全ての研修を終了できない場合は、教育研究所（次世代型教職員研修係 0744-33-8902）まで連絡してください。